

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(設備の基準)</p> <p>第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次に掲げる要件に該当するものであること。</u></p> <p><u>ア 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)</u> <u>又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。</u></p> <p>イ～ク 省略</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次のイからクまでの要件に該当するものであること。</u></p> <p><u>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)</u>であること。</p> <p>イ～ク 省略</p>

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第13条第1項において<u>読み替えて準用する同条例第34条第8号</u>に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 省略</p> <p>(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合におい</p>	<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第13条第1項において<u>準用する同条例第34条第8号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p> <p>4～7 省略</p> <p>(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合におい</p>

て、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第34条第8号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物
	又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	耐火建築物
省略		
2 省略		

て、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第34条第8号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)	耐火建築物
省略		
2 省略		